

指定特定相談支援事業所ケアセンターかがやき運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療生協さいたま生活協同組合が開設する相談支援事業所ケアセンターかがやき（以下、「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援及び特定相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援（以下、「相談支援」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行い、また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものとする。

- 2 事業者は、自らその提供する相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 相談支援の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努めるものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 前5項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアセンターかがやき
- (2) 所在地 川口市西青木5-1-40

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

ただし、川口市条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、利用申込みに係る

調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 相談支援専門員 2名（常勤1名、非常勤1名）

相談支援専門員は、基本相談支援に関する業務及び利用計画等の作成に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- (3) 休業日 日曜日、12月30日～1月3日

(相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- (4) 厚生労働大臣が定める難病患者等
- (5) 精神障害者（18歳未満の者を含む）

(相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所が行う相談支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 基本相談支援
- (2) 特定相談支援
 - ア サービス等利用計画の作成
 - イ モニタリングの実施 等
- (3) 障害児相談支援
 - ア 障害児支援利用計画の作成
 - イ モニタリングの実施 等

(利用者等から受領する費用の額等)

第8条 相談支援を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準により、各市町村から代理受領するものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに交通費は無料です。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、川口市全域とする。

(緊急時等の対応)

第10条 従業者は、現に相談支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他

の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第11条

- 1 事業所は、その提供した相談支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、苦情を受付ける窓口を設置し必要な手順を定めるものとする。
- 2 市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する計画相談支援及び障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
 - (3) 訓練の実施 年1回以上
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 6か月に1回以上
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
採用時研修 採用後3か月以内
継続研修 年1回以上
訓練の実施 年1回以上

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発。普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）

の設置等に関すること

ア 虐待防止委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

イ 虐待の防止のための指針の整備

ウ 虐待の防止のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために、次のとおり研修の機会を確保するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、適切な計画相談支援及び障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 4 雇用契約においては、従業者であった者が事業所の従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者等の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、医療生協さいたま生活協同組合と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月10日から施行する。